

平成 13 年 11 月 30 日

「公共施設の再構築・区有財産の活用」行革推進本部素案まとまる

全施設見直し、地域福祉センター構想など施設機能の再編へ

豊島区行財政改革推進本部は、区財政の健全化並びに 21 世紀社会に対応する新たな施策形成を図る上で、現在直面している公共施設配置の抜本的な見直しについて、その基本方針となる「公共施設の再構築・区有財産の活用」（以下本部素案）をまとめた。

高度経済成長期の昭和 40 年代以降、区は時代の要請と区民要望に応えるかたちで積極的な施設整備を行ってきた。その結果、本区の施設整備水準は現在 23 区でもトップレベルにあるが、その後の社会経済状況の変化、とりわけバブル崩壊後の区財政の悪化は、従来の施設整備施策に大きな転換を迫るものとなった。さらに、高齢化・少子化の進展、規制緩和による官民の役割分担の見直しなど社会構造が大きく変化する中で、従来の公共施設観の枠組み、それにより細分化された施設機能では、区民ニーズの多様化に対応しきれない現状が浮かびあがってきた。

こうした状況に対し、区は行財政改革を推進する中で、区民ニーズを勘案しつつ区施設についても整理・縮小等の見直しを個別に行ってきた。また一方、少子化に伴う児童・生徒数の減少に対応するため、学校の適性配置を推進、学校統廃合を実施してきた。しかし、引き続き厳しい財政状況の中、施設に係る維持管理経費は依然として区財政を大きく圧迫し、新たな施策展開を阻む大きな要因となっているのが現状である。また、施設統廃合等による学校・保育園・旧出張所等の跡施設の活用についても、単なる財産管理の範囲での個別的・暫定的な活用から、新たな施策展開に向けた積極的な財産活用への方向転換が必要とされるにいたり、施設配置全体を対象とする抜本的・総合的な見直しを行うことが、今後の区政運営にとって避けて通れない重要課題となった。

そしてこの抜本の見直し、新たな施策形成のターニングポイントとなったのが昨年 9 月に発表した 23 区初の「施設白書」である。この中で、施設に係る人件費・維持費が区の経常経費の 44% を占め、さらに今後 20 年間に予想される施設改修費が 920 億円にもものぼることが見込まれるなど、その財政負担の大きさが区財政硬直化の大きな要因となっている実態が浮きぼりにされた。一方、区は平成 16 年度を目途に区財政の黒字転換を図るべく「財政健全化計画」、並びに 21 世紀の豊島区が進むべき戦略的な方向を打ち出した「新生としま改革プラン」を 10 月に策定した。そして、今後の行財政改革の基本指針となるこの 2 計画の実現のためにも、施設の再構築が極めて重要な前提条件とされた。こうしたことから、区は部課長職員で構成する「豊島区公共施設の再構築推進検討委員会」を 6 月に発足、その検討成果を 12 月に「公共施設の再構築（1）」（第一次報告）ならびに「跡地活用に対する考え方と活用」（第二次報告）としてまとめ、前記 2 計画の 13 年度から 16 年度における 4 ヶ年の実施計画・推進計画に反映させた。さらに、今年度においても検討を継続、跡地活用については新たに「区有財産活用推進会議」を立ち上げ、具体的な検討を進めてきた。

今回まとめられた本部素案は、この二つの検討組織が 9 月にそれぞれ提出した報告書「公共施設の再構築（2）」（第三次報告）並びに「を区有財産活用素案 2001」をもとに、さらに検討を加えてまとめたものである。本素案は「公共施設の再構築」と「区有財産の活用」の 2 部から構成され、施設再構築については、既存全施設を見直しの対象とし、それぞれ施設種別に再構築の基本的な考え方と取り組むべき事項を掲げ、さらに新たに整備すべき施設の方向も打ち出した。また、区有財産の活用については、11 ヶ所の学校跡地等の活用に加え、民間用地の取得も視野に入れたものとなっており、21 世紀に向けた街づくりをめざした総合的な活用案となっている。

◆本部素案の主なポイント

- ・既存2保健所の機能を集約し、1保健所・2保健センターに再編する。
- ・区民事務所に保健福祉センターと保健センターの機能を統合し、在宅福祉サービスと保健・医療サービスの相談窓口を一本化、区民の利便性を考慮したワンストップサービスポイント（2ヶ所）を整備する。
- ・既存の高齢者福祉施設と児童館を再編し、高齢者、子ども家庭福祉施策を地域の中で総合的に展開する拠点として（仮称）地域福祉センター（12ヶ所）及び大型児童館を整備する。
- ・民設民営方式による特養ホームを4ヶ所整備する
- ・民設民営方式の認可保育所を整備する。区立保育園の民営化を推進し、地域の保育需要に即して保育所を再編する。
- ・DV被害、子どもの虐待等に対応するための社会福祉法人運営の母子生活支援施設（母子寮）を整備する。
- ・老朽化した体育施設を再編し、学校跡地を活用して総合体育館、多目的野外スポーツ施設を整備する。新施設の整備においてはPFI方式の導入を検討する。
- ・学校跡地を活用して5,000㎡以上の近隣公園を整備し、小規模公園は廃園を含め再編する。
- ・放置自転車対策として、学校跡地を活用して大規模自転車保管所を整備する。
- ・学校跡地を活用した新庁舎ならびに新公会堂建設を検討する。庁舎建設については当初現在地での建設が計画されていたが、財政状況の悪化による庁舎建設基金の取り崩し運用などにより、事実上計画が中断されている。池袋駅に近い学校跡地2ヶ所の活用において、副都心池袋の地域活性化につながる施設誘致と合わせて新庁舎・新公会堂の建設の可能性を検討する。

◆本部素案の位置づけと今後の流れ

今回取りまとめられた本部素案は、今後議会での検討はもとより、広く区民の意見等を聞きながらさらに検討を重ね、14・15年度の「財政健全化計画」実施計画、「新生としま改革プラン」推進計画に反映させていく。また、今後さらなる検討を要する施設については、16年度に策定される基本計画と平行してより議論を深め、新基本計画にその見直し内容を引き継いでいくこととする。

詳細：企画課長